

〔II〕 国立劇場設立に関する答申

昭和三十一年三月八日

文化財保護委員会委員長
高橋誠一郎殿

昭和三十一年九月十六日に、芸能施設調査研究協議会に対し、諮問になりました、国立劇場設立に関する事項について、慎重審議の結果、別紙のとおり議決しましたから、右答申いたします。

昭和三十一年三月八日

芸能施設調査研究協議会々長
小宮豊隆

目
次

- 一、設置の場所
- 二、敷地面積
- 三、施設の体積
- 四、施設建設の年次計画
- 五、施設の規模・内容
- 六、施設設備の規格・内容
- 七、建築物の構造
- 八、建築等の単価
- 九、建築設計案の懸賞募集
- 十、運営費

国立劇場の設立に関する答申案

日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存するとともに、新しい世代の芸能の創造発展をはかるために、芸能に関する諸種資料の収集・保存・展観、芸能に関する調査・研究・考証、芸能伝承者の養成ならびに一般芸能基礎教育の実施及び芸能の公開等の諸種事業を総合的に推進実施する中心機関として、国立劇場を左記により、東京に、早急に設置すべきである。

記

- 一、芸能に関する国立の総合施設を設置する。
- 二、施設の名称は、東京国立劇場とする。

目的

三、国立劇場は、芸能に関する諸種資料の収集・保存・展観、芸能に関する調査・研究・考証ならびに記録の作成、芸能伝承者の養成ならびに一般芸能基礎教育の実施、芸能の公開等の諸種事業を総合的に推進実施し、もつて日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存するとともに、

新しい世代の芸能の創造発展をはかることを目的とする。

事業の内容

四、国立劇場において行う事業の内容は、左の通りとする。

- (一) 芸能に関する諸種資料の収集・保存・展観・貸与

1 資料の収集・保存・展観・貸与

- (二) (九) (八) (七) (六) (五) (四) (三) (二) (一)
 郷土芸能 現代演劇 ラーラ 洋舞 舞踏 楽曲 楽伎 文能 邦歌舞 舞踏 演劇 演劇 演劇 演劇
 べ オ 才 洋 現代 現代

(古典舞踊・現代舞踊)

芸能の範囲

五、国立劇場の事業対象とする芸能の範囲は、左のとおりとする。

- (一) 芸能鑑賞者実態調査の実施
 (二) 日本芸能の国際進出の推進
 (三) 芸能国際交流の計画的推進
 (四) その他国立劇場の目的を達成するための事業
 1 劇場・稽古場等の低料金による貸与
 2 芸能人の福利厚生事業の推進
 3 芸能に関する公演企画の斡旋
 4 選奨映画の上映
 5 その他

2 その他

- (一) 芸能に関する基礎的調査・研究・考証ならびに記録の作成
 (二) 芸能に関する基礎的調査・研究・考証

伝統的芸能の純正な姿の保存保護のための調査・研究・考証

現存演目ならびに廃絶演目の検討・考証・復元

演技・演出の向上に資する調査・研究

5 國立劇場における公開演目、重要無形文化財として指定された芸能及び日本芸能の発展に寄与する所多いものとして選択された芸能についての、文書・採譜・写真・音盤・映画等による計画的記録

6 研究成果・記録成果の公表

7 記録業務の受託

8 その他

- (三) 古典芸能伝承者の養成ならびに芸能基礎教育の実施

1 能楽・文楽・歌舞伎等の伝承者の養成

2 一般芸能基礎教育の実施

3 その他

- (四) 芸能の中央及び地方での低料金公開

1 最高水準を示す芸能の低料金公開

2 最高水準を示す芸能の低料金による地方定期巡回公開

- (五) 日本芸能の内外への普及宣伝ならびに芸能による国際交歓

1 芸能に関する講習会・講演会・試験会の開催

2 芸能教室の中央及び地方での計画的開設

3 芸能に関する出版物の刊行ならびに映画の製作頒布

(二) その他の

施設

六、施設

(一) 設置の場所

都心であること、交通の便なること等諸種の好条件を具备した場所を慎重に選定し、しかも早急に確保すべきである。

(二) 敷地面積

最低一五、〇〇〇坪の土地を確保すべきである。

(三) 施設の体様

施設の規模・内容・面積等は、国立劇場の行う事業を十分に遂行し得るものとし、建築の平面・意匠・構造・設備等については、諸外国の國立劇場等の施設を参考にしつつわが国の科学・芸術・技術等の粋を尽した國立の芸能殿堂にふさわしいものとする。

(四) 施設の種類

施設の種類は左記の通りとする。

記

1 資料関係施設	(1) 大劇場	約二、五〇〇人 収容のもの
2 調査・研究・記録関係施設	(2) 小劇場	約一、〇〇〇人 収容のもの
3 指導・養成関係施設	(3) 音楽大ホール	約二、五〇〇人 収容のもの

(4) 音楽小ホール	約 七〇〇人 収容のもの
(5) オペラ劇場	約二、〇〇〇人 収容のもの
(6) 能楽堂	約 五〇〇人 収容のもの

(1) (1) (1)

5 交歓・福利関係施設

6 管理関係施設

7 前各号に附帯する施設

(五) 施設建設の年次計画

- 1 前項第四号公開関係施設のうち、音楽大ホール・音楽小ホール・オペラ劇場及び能楽堂の建設に関しては、将来更に諸般の角度より検討する必要があると考えられるので、第二次計画として建設することとし、第一次計画としては大劇場・小劇場ならびに資料関係施設、調査・研究・記録関係施設、指導・養成関係施設、交歓・福利関係施設及び管理関係施設を建設すべきである。

- 2 従つて、第二次計画が完成するまでの間は、洋楽・オペラ・現代舞踊・能楽等は、第一次計画において建設する大劇場・小劇場において公開することとし、このために施設整備の上でできるだけ工夫すべきである。

(六) 施設の規模・内容

施設の規模・内容は、概ね左のとおりとする。

1 資料・調査・養成・交歓・福利・管理等関係施設

(1) 資料関係施設

(内 容)

約 一〇〇坪

資料展観室

資料修理室

書庫

資料収蔵庫

荷造荷解室

(2) 調査・研究・記録関係施設

エレベーター

試聴室

喫煙室

事務室

内訳

約 五五〇坪

ホ ー ル 降 機 一 台 当 り 一二、〇〇〇、〇〇〇 円 (八 台 分)

ヘ そ の 他

3 諸種機械器具等購入費

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

撮 影 機 映 写 機

録 音 器 そ の 他

4 整地費・環境整備費等

整地費・環境整備費等については一概に言えないが、平均坪単価としては、最低三、〇〇〇 円程度を予定すべきであろう。

建物の性質に鑑み、国民的関心と理解を深め、国民の衆知を集め協力を得るために、建築設計案については、懸賞募集すべきである。

但し懸賞募集に当つては、従来の諸種の事例に鑑み、その方法、手続等については特に慎重を期すべきである。

運 営

七、運 営

運営の方式に関しては、国官、公團當、公社當その他の特殊法人當等諸種の方法が考えられる。当協議会としては、國當が大多数の意見であつたが最後的な結論を得なかつた。しかしこれらのうち、何れの方式を採用するにしろ、劇場の民主的能率的運営を確保するためには左記の点に特段の考慮を必要とすると考えられる。

(一) 国立劇場運営審議会を設置すること

国立劇場の運営を民主的にするため、並びに芸能に関する高度の専門知識を活用するために、国立劇場長の諮問機関として、「国立劇場運営審議会」を設けることが必要である。この場合國立劇場長は、運営上の重要な事項については、審議会に必ず諮詢しなければならないよう

に義務付ける必要があるであろう。

(二) 國立劇場長に適材を得ること

國立劇場設立の目的が十分に達成されるか否かは、國立劇場長に真に適材を得るか否かによつて殆んど決定されると言つても過言ではない

であろう。この意味において、國立劇場長の人選には、特に慎重を期すべきである。

(三) 職員には、広く人材を簡拔すること

國立劇場運営上の特殊性に鑑み、職員については、公務員、民間人の区別なく、広く有能練達の人材を簡拔すべきである。

(四) 会計手続を簡素にすること

國立劇場の行う業務の特殊性に鑑み、会計上の諸種手続を簡素にし、機動性ある運営を確保することが必要である。

(五) 蔡出が不足する場合は、その不足額は、國が補填すること

國立劇場は、適正にして能率的に經營されるべきであるが、國立劇場の特殊性に鑑み、蔡出が不足する場合は、その不足額は國が補填すべきである。

- 附
この規則は、昭和三十年七月一日から実施する。
- 第一条 文化財保護委員会（以下「委員会」という。）に基能施設調査研究協議会（以下「研究協議会」という。）を置く。
- 第二条 研究協議会は、委員会の諮問に応じ、芸能の保存活用のための施設の設置に関する重要事項について調査するものとする。
- 第三条 研究協議会は、委員五十人以内で組織する。
- 第四条 1. 委員は、学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。
2. 委員により会長として互選された者は、研究協議会の会務を総理し、研究協議会の会議の議長となる。
- 第五条 1. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
2. 研究協議会は、その定めるところにより分科会を置くことができる。
- 第六条 1. 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。
2. 特別の事項を調査するため必要があるときは、分科会に臨時委員を置くことができる。
- 第七条 1. 臨時委員は、委員会が委嘱する。
2. 特別の事項の調査が終つたときは、退任するものとする。
- 第八条 研究協議会の庶務は、委員会事務局無形文化課において処理する。
- 第九条 研究協議会の議事その他運営に關し必要な事項は、研究協議会が定める。
- 規則

(1) 芸能施設調査研究協議会関係各種規則

(一) 芸能施設調査研究協議会設置規則

(昭和三十年文化財保護委員会裁定第一号)

(二) 芸能施設調査研究協議会常任委員会 設置規則

第一条 芸能施設調査研究協議会（以下「研究協議会」という。）に、その能率的運営を期するため、常任委員会を置く。

第二条 常任委員会は、前条の目的を達成するため、左に掲げる事項をつかさどる。

一、研究協議会から研究協議会に代つて講決することを附託された事項についての議決

二、研究協議会から研究協議会に代つて講決することを附託された事項についての議決

三、芸能施設調査研究協議会規則（以下「規則」という。）第五条の規定により設置された分科会相互間の連絡調整

第三条 常任委員会は、研究協議会の会長及び規則第四条第二項の規定により会長が指名した委員（以下「会長代理」という。）ならびに会長の指名する十五人以内の委員をもつて組織するものとする。

第四条 常任委員会の会長及び会長代理には、それぞれ研究協議会の会長及び会長代理が当るものとする。

第五条 常任委員会の会長は、会議を召集し、会議の議長となり議事を整理する。

第六条 常任委員会の会長は、第二条の事項に関する調査の経過及び結果を研究協議会に報告しなければならない。

第七条 この規則に定めるものほか、常任委員会の運営に関する必要な事項は、研究協議会の承認を経て、研究協議会の会長が定める。

(三) 芸能施設調査研究協議会分科会設置・運営規則

（分科会の名称及び分掌事項）

第一条 芸能施設調査研究協議会設置規則（昭和三十年文化財保護委員会裁定第二号）第五条第一項の規定に基き、芸能施設調査研究協議会（以下「協議会」という。）に左表上欄に掲げる分科会を置き、国立劇場設立に関する専門的事項の調査について、それぞれ同表下欄に掲げる事項を分掌させるものとする。

分科会の名称	分掌事項
運営分科会	一、古典芸能伝承者の養成及び芸能基礎教育の実施に関する事項 二、古典芸能伝承者の養成及び芸能基礎教育の実施に関する事項 三、古典芸能伝承者の養成及び芸能基礎教育の実施に関する事項
資料分科会	四、芸能の公開に関する事項 五、芸能の内外への普及宣伝及び芸能による国際交流に関する事項
施設分科会	一、芸能資料の収集・保存・展示に関する事項 二、芸能に関する記録の作成に関する事項 三、施設の規模・内容に関する事項 四、施設の敷地に関する事項 五、建築の平面・意匠・構造・設備等に関する事項

2. 運営分科及び資料分科会は、その分掌事項に係る国立劇場の施設に関し必要と認める事項を施設分科会に助言することができる。

（分科会長等）

第二条 各分科会に属する委員により分科会長として互選された者は、各分科会の会務を掌理する。

2. 分科会長に事故があるときは、その分科会に属する委員により分科会長代理として互選された者がその職務を代理する。

（分科会の会議）

第三条 分科会は、協議会の会長の要請があつた場合又は分科会長が必要と認めて協議会の会長の承認を得た場合において、分科会長が招集する。

2. 分科会は、必要がある場合は、合同して、議事を開くことができる。

3. 前項の場合において、合同の議事を整理する会長は、当該分科会の会長が協議して定める。

4. 分科会長又は前項の合同の議事を整理する会長は、分科会の開催のつど、その調査の経過及び結果を協議会の会長に報告するものとする。

（雜則）

会長代理員		委員		運営分科会		分科会長同代理員		臨時委員		資料分科会同代理員		会長代理員		
河	坂	堀	伊	小	石	高	新	辰	安	伊	藤	久	保	長
竹	竹	内	藤	宮	井	橋	関	野	井	辰	薰	田	万	小
繁	志	敬	道	豊	隆	漠	歲	誠	誠	野	湖	保	太	宮
後	成	三	郎	良	雄	三	三	一	一	隆	中	利	太	豐
俊	後	、	、	辰	加	藤	得	、	、	、	島	得	郎	隆
河	河	菅	原	野	成	之	、	、	、	、	健	坂	河	河
竹	竹	宅	周	辰	加	藤	、	、	、	、	藏	西	竹	竹
繁	繁	周	太	野	野	成	、	、	、	、	、	志	志	繁
俊	俊	太	郎	、	、	、	、	、	、	、	、	保	保	俊
吉	吉	森	野	中	河	花	久	、	、	、	、	諸	高	會
川	川	野	々	島	竹	柳	保	、	、	、	、	井	橋	長
義	義	岩	村	健	繁	寿	田	、	、	、	、	貫	歲	會
雄	雄	戒	戒	藏	三	輔	万	、	、	、	、	雄	一	會

(三) 芸能施設調査研究協議会分科会

〔二〕芸能施設調査研究協議会常任委員会

(三) 芸能施設調査研究協議会各種委員名簿

芸能施設調査研究協議会

吉田五十八	村山長舉	平田敬一郎	中島健藏	坂井隆	辰巳藏	加藤保	藤志	伊藤成	文志	赤間	三潮	伊藤文	久保田万太郎
森永貞一	藤山良一郎	新田三郎	中橋良一郎	高橋光一郎	門脇正一郎	門脇雄一郎	脇季郎	門脇光一郎	脇立	足瀬英一郎	足瀬繁俊	河竹俊	河竹繁俊
諸井貫	古垣質	田野上	中鉄	高安義	大安六郎	吳次郎	井次郎	大谷文郎	石井	大谷文郎	大谷文郎	大谷文郎	大谷文郎
安井誠	前田多	花田壽	内柳多	竹藤多	小營寿三郎	小林炳郎	小川炳郎	竹尾郎	石川得一郎	小川得一郎	小川得一郎	小川得一郎	小川得一郎

この規則は、昭和三十年十二月七日から実施する。

3. 施設分科会員		臨時委員		各種委員現職住所等一覽		施設分科会員		常任委員		同上	
役名	氏名	役名	氏名	役名	現職	役名	氏名	役名	氏名	役名	氏名
高坂同	小河同	久保同	河竹同	穴平同	河竹繁俊	久保田同	吉田五十八	河野同	吉田五十八	今泉同	篠田同
橋同	汀藤同	田竹同	山喜同	沢嘉同	美男	田藤同	豊五十八	間同	清六	田同	田辺尚雄
歳同	志利同	繁太郎	山嵩同	喜繁同	俊	吉田謙吉	吉田二郎	嘉同	六	嘉同	村田嘉章
歲同	利得同	太郎	嵩山同	繁俊同	俊	吉田謙吉	吉田二郎	嘉同	六	嘉同	土岐善鶴
財團法人演劇研究會常務理事	評論家	日本學院大學生	日本藝術學院教授	日本演劇學院教授	日本藝術學院教授	日本演劇學院教授	日本藝術學院教授	日本演劇學院教授	日本藝術學院教授	日本演劇學院教授	野々村成三
舞台裝置家	舞台裝置家	早稻田大學教授	早稻田大學教授	早稻田大學教授	早稻田大學教授	早稻田大學教授	早稻田大學教授	早稻田大學教授	早稻田大學教授	早稻田大學教授	野々村成三
國家公安委員	國家公安委員	日本藝術學院會員	日本藝術學院會員	日本演劇學院會員	日本藝術學院會員	日本演劇學院會員	日本藝術學院會員	日本演劇學院會員	日本藝術學院會員	日本演劇學院會員	野々村成三
運營資料	施設	常任委員會長	常任委員會長	運營・施設	常任委員會長	運營・施設	常任委員會長	運營・施設	常任委員會長	運營・施設	野々村成三

時 委員	堀 郎	町 三 村 吉 茂	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
内 敬	田 嘉 章	田 宅 田 岩 周 太 郎	同 周 太 郎
音楽之友社会長	東京藝術大学講師	演劇評論家	鍊翁近代美術館長
歌舞伎役者	日本放送協会テレビジョン局長	舞台裝置家	東宝取締役
迎營	迎營	迎營	迎營
資料	資料	資料	資料
施設	施設	施設	施設